

益田圏域 県管理河川に関する
減災に向けた地域の取組方針の概要

益田圏域県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針

1. はじめに …… 協議会設立の背景等について記載。
2. 本協議会の構成員 …… 益田市、津和野町、吉賀町、国土交通省中国地方整備局、気象庁、島根県の各構成員及びオブザーバーについて記載。
3. 減災のための目標 ……
 - 5年間で達成すべき目標
 - 「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」
 - 「地域社会機能の継続性を確保すること」
 - 目標達成に向けた3本柱
 1. 水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現
 2. 要配慮者利用施設における確実な避難
 3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る
4. 概ね5年で実施する取組 …… **13** 項目の取組方針
5. フォローアップ …… 毎年出水期前に協議会を開催し進捗状況の確認、必要に応じて取組方針の見直しを行うこと等について記載。

地域の取組方針
～概ね5年で実施する取組～

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

1. 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知 【県】
2. 水害ハザードマップの改良・周知 【市・町】
3. 避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定 【協議会全体】
4. 洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの定着） 【県・市・町】
5. 避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実 【県、気象台】
6. 水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備 【県・市・町】
7. 出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及 【協議会全体】
8. 水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所の共同点検 【県・市・町】
9. 水害危険性の周知促進 【県・市・町】

■要配慮者利用施設における確実な避難

10. 要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援 【協議会全体】

■被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

11. 河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策 【県・市・町】
12. 排水施設、排水資機材等の情報を共有 【中国地整・県・市・町】
13. 市町庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進 【県・市・町】

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

1 想定最大規模の降雨に係る浸水想定区域等の作成・周知

水防法第14条

【島根県】

現状

・【益田市、津和野町、吉賀町】

洪水予報河川、水位周知河川では、河川整備の**計画規模降雨**に対する浸水想定区域図を作成・公表

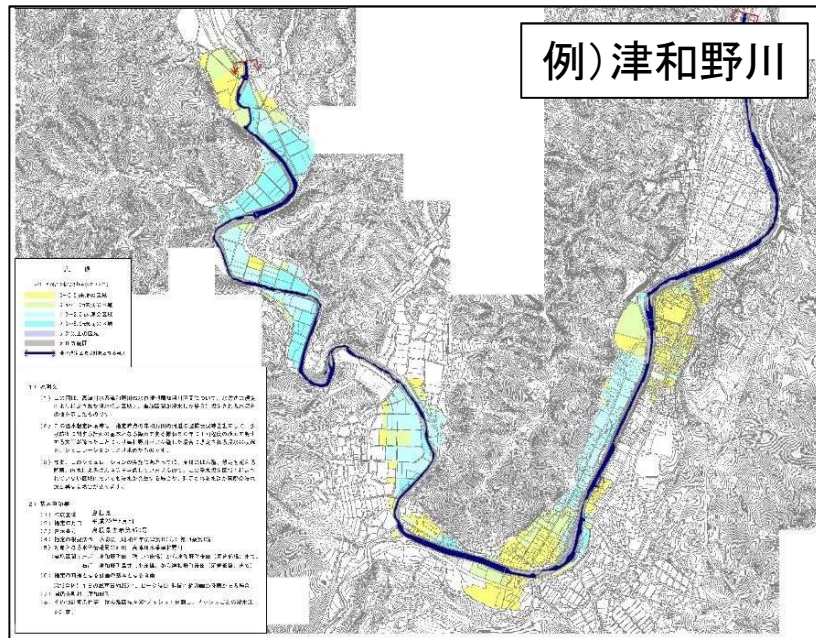
取組

・平成27年改正水防法に基づき、**想定最大規模降雨**に係る洪水浸水想定区域図の作成・公表

・新たに作成した区域図を構成員で共有し、市町村のハザードマップの基礎図等に活用

現状

計画規模降雨の浸水想定区域図



計画規模降雨の浸水想定区域図を県のHP等で公表
http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/suib/shinsuisoutei/

取組

想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図

- **洪水浸水想定区域**
想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域
- **家屋倒壊等氾濫想定区域**
想定最大規模降雨が生起し、洪水時に家屋が流出・倒壊する恐れがある範囲
- **浸水継続時間**
氾濫水到達後、一定の浸水深(50cm)に達してからその浸水深を下回るまでの時間

・市町村のハザードマップ等の
基本図として使用
・その他、土地利用や都市計画の
検討等においても活用

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

□県管理河川の洪水浸水想定区域図策定スケジュール

浸水想定区域を作成する対象河川

「**洪水予報河川**」: 流域面積が大きく、洪水により相当な損害が生じる
恐れがあり、**水位等の予測が技術的に可能な河川**

「**水位周知河川**」: 洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が生じる
恐れがあり、**水位の到達情報を周知する河川**



	対象河川	関係市町村	作成予定年次
1	意宇川	松江市	平成29年度
2	飯梨川	安来市	平成30年度
3	伯太川	安来市	平成30年度
4	斐伊川	雲南市	平成30年度
5	赤川	雲南市	平成30年度
6	三刀屋川	雲南市	平成30年度
7	久野川	雲南市	平成30年度
8	静間川	大田市	平成31年度
9	三瓶川	大田市	平成31年度
10	敬川	江津市	平成30年度
11	八戸川	江津市	平成30年度
12	浜田川	浜田市	平成31年度
13	周布川	浜田市	平成31年度
14	下府川	浜田市	平成31年度
15	三隅川	浜田市	平成31年度
16	益田川	益田市	平成30年度
17	津和野川	津和野町	平成29年度
18	高津川	吉賀町	平成29年度
19	八尾川	隠岐の島町	平成30年度

策定スケジュールは変更の可能性があります

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

2 水害ハザードマップの改良・周知等 水防法第14条

【益田市・津和野町・吉賀町】

現状

・【益田市、津和野町、吉賀町】

計画規模降雨に対する浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成・公表

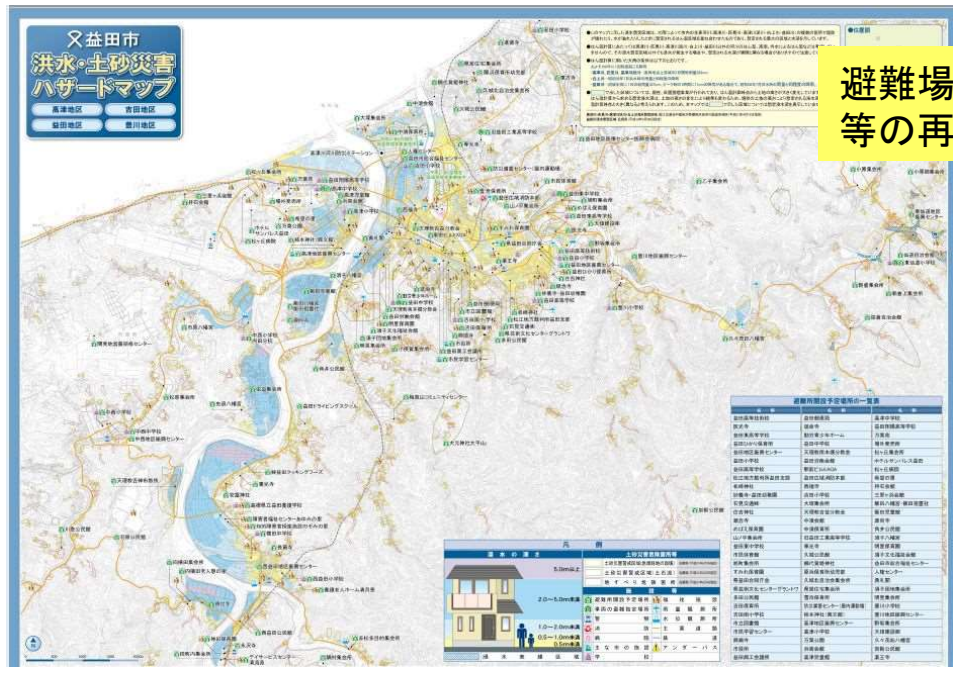
取組

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた水害ハザードマップに改良
- ・新たに作成する水害ハザードマップを広く住民等へ周知する
(住民への配布や国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録など)

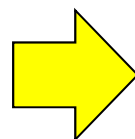
現状

現状のハザードマップ

例) 益田川



避難場所、避難経路等の再検討



取組

- ・想定最大規模降雨のハザードマップ作成
- ・住民等への周知（配布、ポータルサイト登録）



■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

3 避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定 【協議会全体】

現状

・出水時に河川管理者から提供する情報に対し、各市町が行うべき事項を整理した「水害対応チェックリスト」を平成28年度に作成【水位に応じて各機関がとるべき行動をリスト化】

取組

・市町が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、河川管理者及び各市・町等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成

水害対応チェックリスト(対象河川：洪水予報河川・水位周知河川、水防警報河川)

参考：益田川水害対応チェックリスト

レベル	河川水位	気象・水害	益田県土整備事務所からの情報	関係市町村の対応	チェック欄
1	低い	・染羽水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合【染羽水位観測所(水位1.30m)】	水防警報(待機) □ 実施後、チェック ※水防団待機水位(染羽水位観測所(水位1.30m))に到達して益田県土が発表 益田県土一益田市危機管理課 (鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・警戒体制の準備を行う ・警戒体制に入る	
		・気象等予警報の発表があった場合	水防警報(準備) □ 実施後、チェック ※【染羽水位観測所(水位1.80m)】で益田県土が発表 益田県土一益田市危機管理課 (鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する水防班長を配置する ・1時間ごとに、河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ・避難所の開設を検討する ・水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し、「待機・準備」を指示する ・市町村管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う	
2 (注意)		・染羽水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合【染羽水位観測所(水位2.30m)】	洪水予報(氾濫注意情報) □ 実施後、チェック ※氾濫注意水位(染羽水位観測所(水位2.30m))に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき等に鳥根県河川課が松江気象台と共同して発表 鳥根県河川課一益田県土一益田市危機管理課 (鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・首長若しくは管理者の登庁 ・第1災害体制に入る ・管理職等を配置し、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる ・職員の出発等の避難所開設の準備を判断する	
		・降雨状況及び河川状況等により必要と認められる場合	水防警報(出動) □ 実施後、チェック ※氾濫注意水位(染羽水位観測所(水位2.30m))に到達して益田県土が発表 益田県土一益田市危機管理課 (鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する ・水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると思われる箇所があるときは益田県土整備事務所(連絡)に連絡して必要措置を求め ・重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する ・避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う	
3		・染羽水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合【染羽水位観測所(水位3.50m)】	洪水予報(氾濫危険情報) □ 実施後、チェック ※氾濫危険水位(染羽水位観測所(水位3.50m))に到達したとときに鳥根県河川課が松江気象台と共同して発表 鳥根県河川課一益田県土一益田市危機管理課 (鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・必要に応じ、益田県土整備事務所から助言を受ける ・水位予測内容の情報共有を行う	
		・降雨状況及び河川状況等により必要と認められる場合	【ホットライン】 □ 実施後、チェック ※益田県土整備事務所から益田市危機管理課(31-0801)へ直接電話で連絡 (案文) 『益田川染羽の水位は〇時〇分に氾濫注意水位に到達しました。避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制準備をお願いします。〇時〇分に避難判断水位に、〇時〇分に氾濫危険水位に達する見込みです。』 ※到達見込み時間は河川課から益田県土に電話がある	・「ホットライン」 □ 実施後、チェック ※益田県土整備事務所から益田市市長公用携帯電話に連絡 (案文) 『益田川染羽の水位は避難判断水位である3.10mに到達しました。避難準備・高齢者等避難開始の発令をお願いします。また、今後の水位予測について〇時〇分に氾濫危険水位に達する見込みです。』 ※到達見込み時間は河川課から益田県土に電話がある	・第2災害体制に入る ・避難勧告等を発令できる体制をとる ・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ・要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する ・避難準備情報の発令を判断する ・避難所開設の開始を判断する ・重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する ・避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難勧告等の発令の判断を行う ・過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する ・必要に応じ、益田県土整備事務所から助言を受ける ・水位予測内容の情報共有を行う ・避難所の開設
4 (危険)		・益田川水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合【益田川水位観測所(水位3.50m)】	水防警報(指示) □ 実施後、チェック ※氾濫危険水位(益田川水位観測所(水位3.50m))に到達して益田県土が発表 益田県土一益田市危機管理課 (鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・水防団の活動状況を確認し、必要に応じて都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に避難を指示する	
		・堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報(氾濫発生情報) □ 実施後、チェック ※氾濫が発生したときに鳥根県河川課が松江気象台と共同して発表 鳥根県河川課一益田県土一益田市危機管理課 (鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・堤防の決壊等による氾濫が発生した場合、その都度住民へ周知(告知端末、防災無線、安心安全メール、Fネット)	・要配慮者施設、大規模事業者等に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達する ・住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する ・水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く周知した場合には、益田県土整備事務所、所轄警察署等の関係機関に通知する
5		・益田川水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合【益田川水位観測所(水位3.50m)】	【ホットライン】 □ 実施後、チェック ※益田県土整備事務所から益田市市長公用携帯電話に連絡 (案文) 『益田川〇地点にて氾濫が発生しています。住民に対し、堤防の決壊を周知して下さい。』	・必要に応じ鳥根県へ自衛隊を要請する	

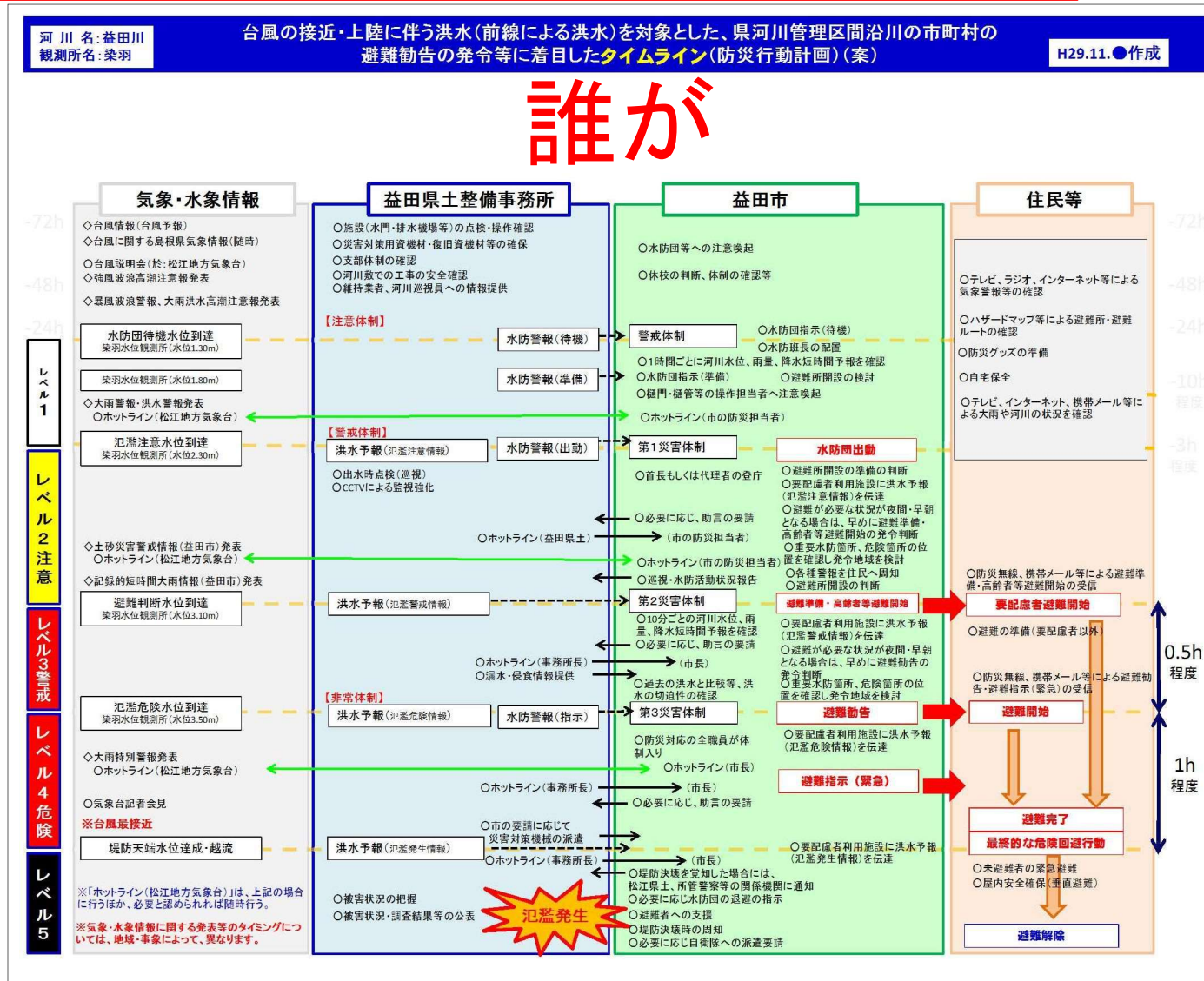
水位に応じて各機関が取るべき行動をリスト化

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

3 避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定

【協議会全体】

避難勧告に着目した水害対応タイムライン（イメージ:益田川）



いつ

どのような行動

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

4 洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの定着）【島根県・益田市・津和野町・吉賀町】

現状

・避難勧告等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報システムに加えて、事前に構築した**ホットライン**の活用により**直接市長等に河川の情報等を伝達**

取組

・ホットラインの定着を図るため、出水期前の**情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る**

現状

ホットラインの開設（平成28年6月）

- ◆洪水予報河川（益田川）
- ◆水位周知河川（高津川、津和野川）

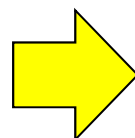
ホットライン

益田県土整備事務所長 ↔ 益田市長

津和野土木事業所長 ↔ 津和野町長
吉賀町長

◆ 所長から市長や町長へ「河川の状況、水位変化、堤防等の施設異常、今後の見通し」などについて、情報を直接提供。

◆ 市長や町長が躊躇なく避難勧告等の発令を判断できるよう、市長や町長が所長に相談し、助言などを受けることができる。



取組

情報伝達演習を通じて連絡体制の確立

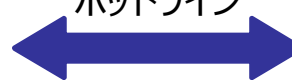
<防災訓練>

所長

首長



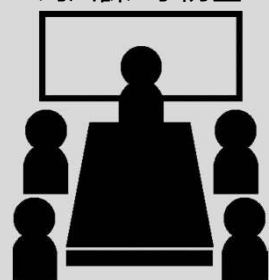
ホットライン



河川情報

河川情報

河川課 水防室



河川に関する情報提供（H29.4.28演習）

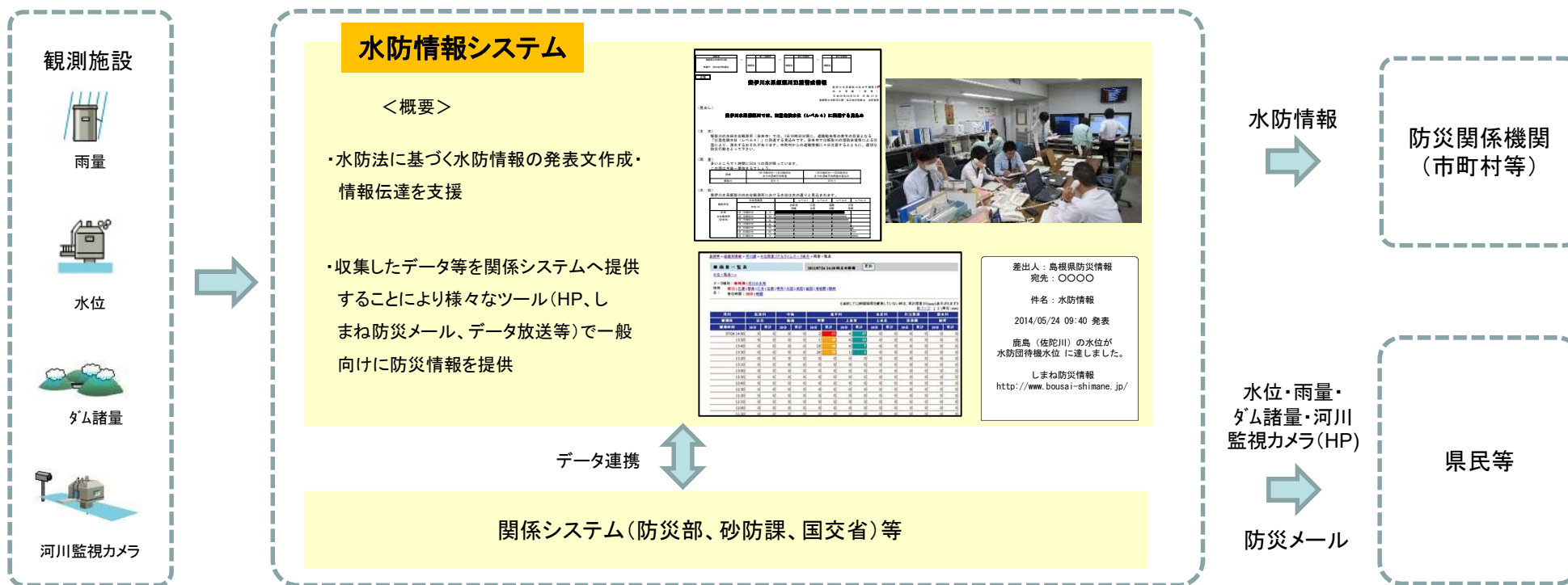
■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

5 避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実

【島根県】

現状 ・現行水防情報システム等において、防災関係機関・県民向けに各種水防情報を発信

取組 ・次期水防情報システム等の開発により、「水防情報の迅速確実な伝達」「県民向けの情報提供の充実」を図る



「水防情報の迅速確実な伝達」・・・例)異常値のチェック機能を追加
 「県民向けの情報提供の充実」・・・例)スマートフォン対応機能を追加

など

水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

5 避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実

【気象台】



平成29年度出水期に実施した 防災気象情報の改善の概要

基本的方向性

- 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くないとも発生のおそれを積極的に伝えていく。
- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していく。

交通政策審議会気象分科会提言「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方（平成27年7月29日）より

改善Ⅰ 危険度を色分けした時系列

H29年 5月～

- 今後予測される雨量等や危険度の推移を時系列で提供

危険度を色分け

注意報・警報(文章形式)

平成29年7月4日4時22分 松江地方気象台発表
 高気圧の位置暫定経過
 曇雨、雨前では、広い土地の浸水や河川の増水に注意してください。
 高気圧では、強風や暴風、降雹に注意してください。
 松江市【気象】大雨、強風、波浪、洪水注意報【継続】警報注意報
 特別警報 洪水注意報
 浸水、注意期間 4日昼前から、4日夕方まで
 2時間最大雨量 50mm
 風、注意期間 4日明け方にかけて、以後も続く
 風、注意期間 4日昼前から、4日夜のはじめ頃まで
 南西の風
 最大風速 12メートル
 地上、最大風速 15メートル
 波、注意期間 4日昼前から、4日夜のはじめ頃まで
 浪高 3メートル
 浸水、注意期間 4日昼前から、4日夕方まで
 付加事項 浸水

平成 x x 年 x x 月 x 日 x x 時 x x 分 x x 地方気象台発表
x x 市

【気象】 暴風、波浪警報 大雨、雷、濃霧注意報
【継続】 高潮注意報

X X 市	今後の危険度(注意報) 注意報								
	7日	8日	8日						
警報・注意報等の種別	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24
大雨	10	10	30	30	50	50	50	30	
(浸水害)									
風雨	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上
風速(メートル)	10	10	15	15	20	20	20	15	10
波浪	浪高(メートル)	5	5	8	8	8	8	7	7
高潮	潮位(メートル)	0.7	0.7	0.8	1.0	1.8	2.0	1.8	1.2

改善Ⅱ 「警報級の可能性」の提供

H29年 5月～

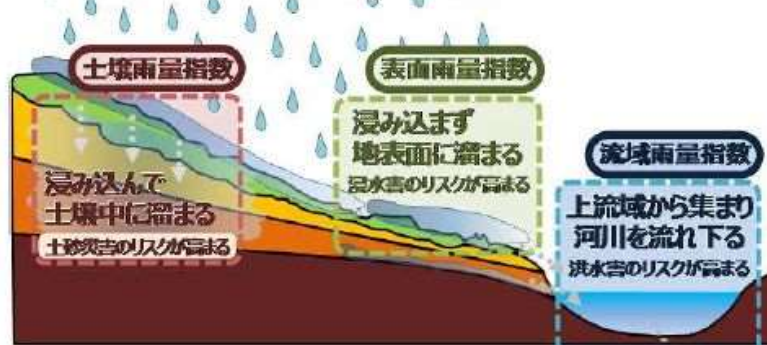
- 夜間の避難等の対応を支援する観点から、可能性が高くないでも、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を夕方までに発表
- 台風等対応のタイムライン支援の観点から、数日先までの警報級の現象になる可能性を提供

日付	明朝まで	明日	明後日	(金)	(土)	(日)
警報級の可能性	雨 中	—	—	中	高	—
	風 中	—	—	高	高	—

改善Ⅲ 危険度分布(メッシュ情報)の充実

- 災害発生の危険度の高まりを評価する技術の開発(表面雨量指数・流域雨量指数)

【降雨により災害発生の危険度が高まるメカニズム】



- 大雨警報・洪水警報等を発表した市町村内においてどこで実際に危険度が高まっているかを確認できる危険度分布の提供



- 危険度分布の技術を活用した大雨特別警報の発表対象区域の改善

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

6 簡易水位計等の整備による水防情報の充実

【島根県・益田市・津和野町・吉賀町】

現状 ・県水防情報システムにおいて、県内138箇所水位情報を発信

取組 ・水害リスクの高い箇所を監視するため新たに簡易水位計を整備
 ・県内モデル河川で設置・検証した上で、順次拡大を図る予定



■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

7 出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及

【協議会全体】

取組

- ・自らが避難行動をとるための水防情報について、入手方法と情報の意味を理解していただくための**出前講座等**の実施
- ・地域住民の防災意識の向上を図るため、水害に対する心構えなどの**広報活動の実施**

○出前講座

出前講座の状況



水防情報の入手方法の説明



島根県HP【島根県水防情報】

…国と県の管理する河川の水位と雨量が調べられます！

このURLにアクセス！
<http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html>

QRコードを利用してアドレスを読み込むことが出来ます。



○広報活動

市町の広報誌を活用した情報発信（例：広報つわの）



新聞広告による防災情報の発信

考える県政／島根県広報（H29.6.18）

パンフレット（例：吉賀町）

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

8 水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所共同点検

【島根県・益田市・津和野町・吉賀町・他】

現状

＜益田＞

- ・毎年、秋に河川管理者と市及び関係機関と「危険な箇所」等の現地確認を実施

＜鹿足＞

- ・毎年、出水期前に河川管理者と町及び消防署、警察と「重要水防区域」「危険な箇所」等の現地確認を実施

取組

- ・出水期前に、「危険な箇所」「重要水防区域」「水防資機材」等について、河川管理者・市・町・消防団等と共同して点検を実施

平成28年度 益田川 共同点検
(平成28年11月17日)



＜参加者＞

益田県土整備事務所・益田市・
益田広域消防本部・益田市消防団

9 水害危険性の周知促進

水防法第13条の2、水防法第15条の11

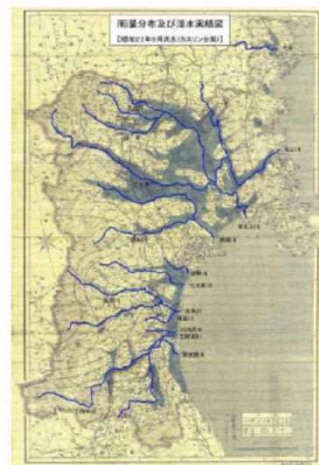
現状

- ・洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川については、水防法に基づく浸水想定区域は策定されず、水害危険性が周知されていない

取組

- ・過去の浸水実績等を把握し、水害ハザードマップ等により住民へ周知

【島根県・益田市・津和野町・吉賀町】



家屋等の浸水痕跡



水害誌

浸水実績図

地域の水害危険性の周知に関するガイドラインより
～国土交通省～

要配慮者利用施設における確実な避難

10 要配慮者利用施設の管理者等が策定する避難確保計画作成支援 水防法第15条の3 【協議会全体】

現状

- ・市町の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画作成した施設なし H29.3時点

取組

- ・要配慮者利用施設管理者向けの説明会を開催(平成30年1月～2月開催:益田市)
- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設を確認するとともに、各市町の地域防災計画に定められた施設の避難確保計画作成を支援
- ・モデル施設(兵庫県・岡山県・岩手県)で作成する避難確保計画を協議会の場で共有

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化 (改正水防法H29.6.19施行)

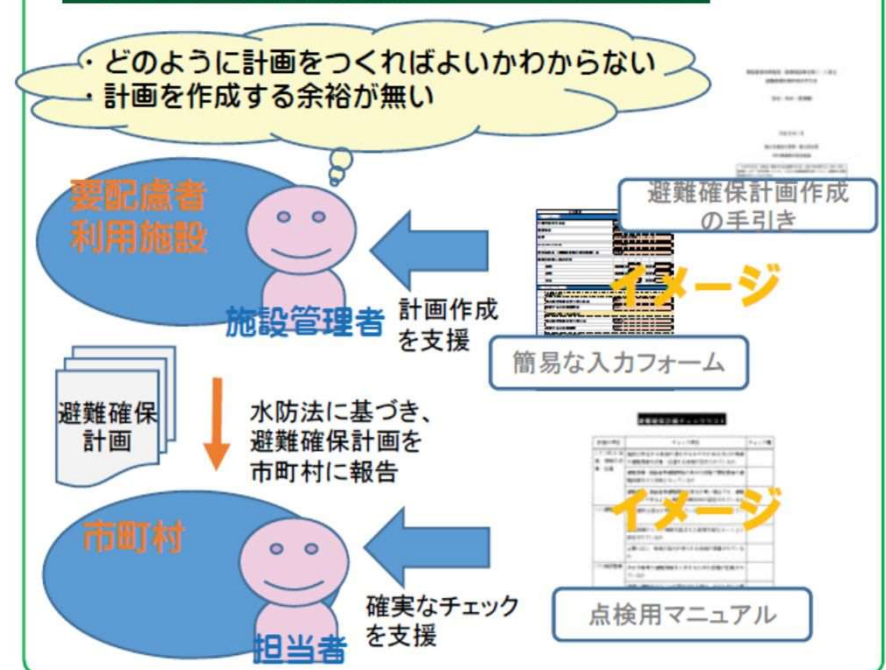


平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

平成33年度までに
避難確保計画作成率100%を目指す。
→ 逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現

○避難確保計画作成支援

①手引きの充実、②点検用マニュアルの作成



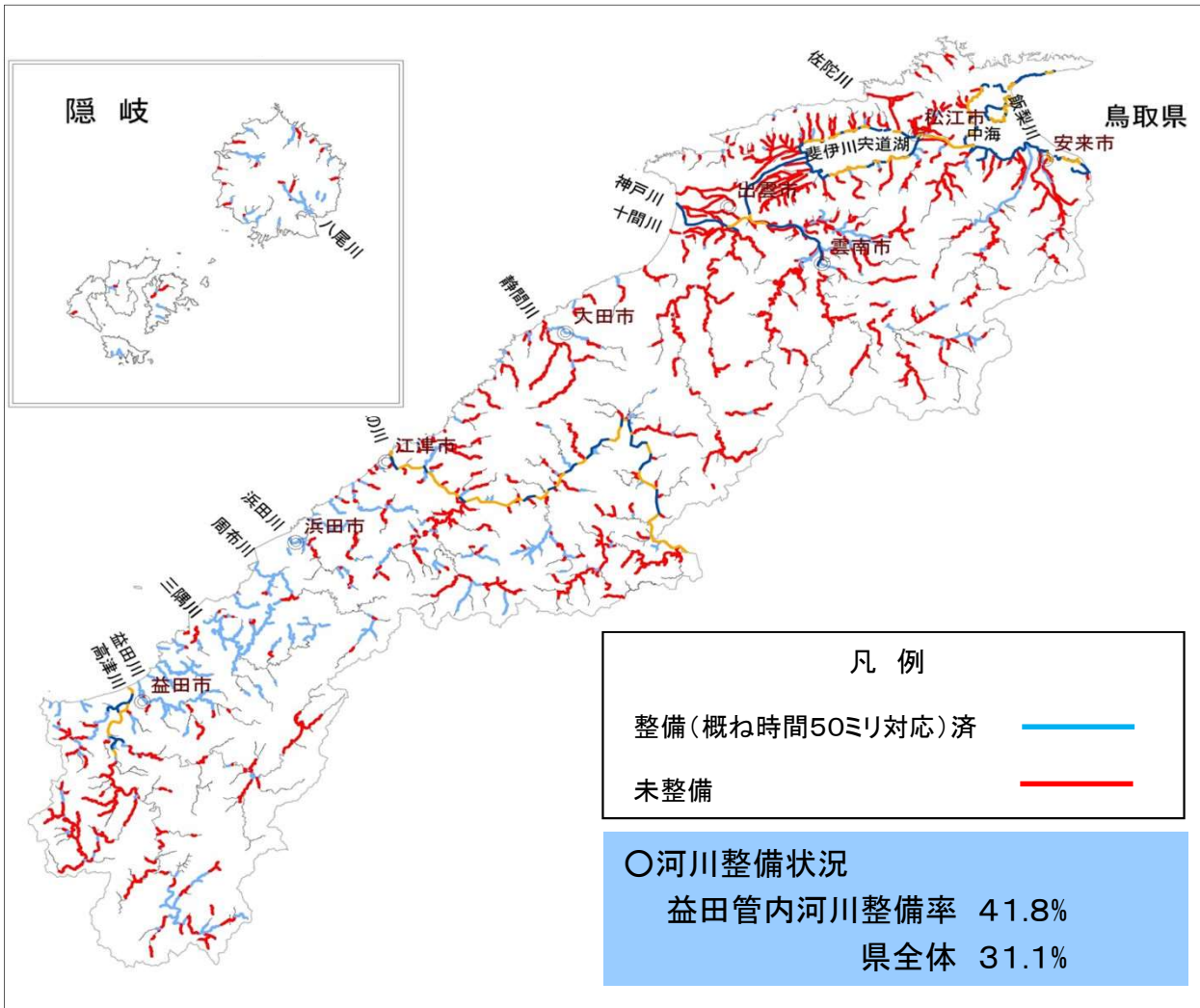
国土交通省 説明会資料

被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

11 河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策 【島根県、益田市、津和野町、吉賀町】

取組

- ・河川の整備状況を共有し、河川改修、水門・排水施設の長寿命化の取組について計画的に実施
- ・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について優先箇所を定めて順次実施
- ・河川改修、又は施設更新時に樋門・樋管のフラップ化等の無動力化を実施



<河川改修> 堤防のかさ上げ

改修前 高津川(下須)



改修後



<河川リフレッシュ> 河床掘削・立木除去



被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

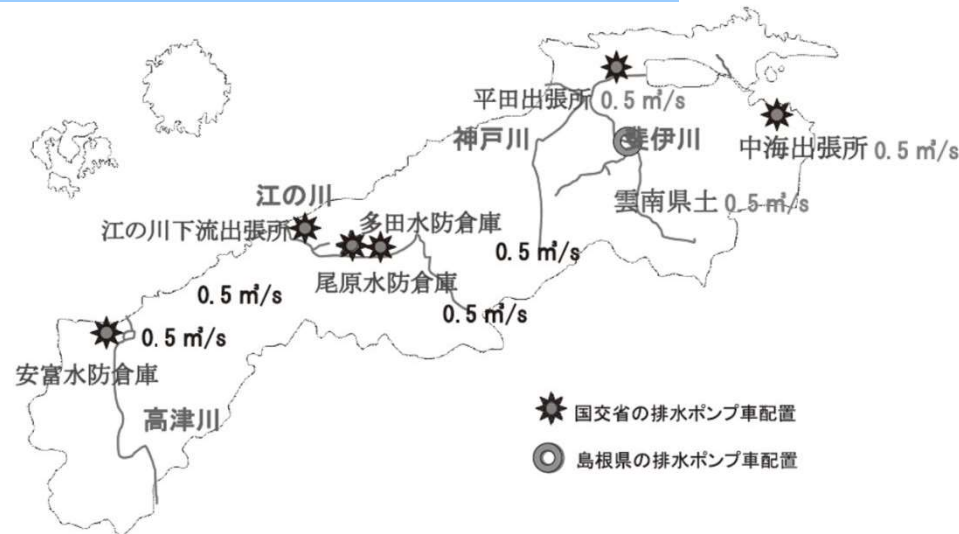
12 排水施設、排水資機材等の情報を共有

【中国地整、島根県、益田市、津和野町、吉賀町】

取組

- ・排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報を毎年度出水期前に共有
- ・長期にわたり浸水が継続し重要施設(庁舎等)が存在する地域において排水施設の運用を検討

○県内の排水ポンプ車配置位置図



島根県の排水ポンプ車
(例：雲南県土配備)



13 市町庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進

【島根県、益田市、津和野町、吉賀町】

取組

- ・浸水想定区域内の市町庁舎や拠点病院等に対する情報伝達体制・方法の共有
- ・浸水想定区域内の市町庁舎等の機能確保のため、耐水化・非常用電源等の必要な対策について、協議会で共有



平成27年9月
関東・東北豪雨

防災拠点である
常総市役所も浸水

益田圏域県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針

取組スケジュール		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
1	洪水浸水想定区域図の作成	・航空レーザ測量 高津川・津和野川	益田川			
2	水害ハザードマップ		新しい洪水浸水想定区域図に基づき、 水害ハザードマップを改良・周知・配布			
3	水害対応タイムラインの策定	水害対応チェックリスト作成 H28.6	平成30年度 出水期までに水害対応タイムラインを作成(洪水浸水想定作成後見直し) 実際の洪水や情報伝達訓練などを踏まえて、適宜、改善を実施			
4	ホットラインの定着	ホットライン開設 H28.6	情報伝達演習等を通じてホットラインの定着を図る			
5	水防情報提供の充実		システム開発	次期水防情報システムの運用		
				雨量計・水位計等の更新		
6	簡易水位計等の整備		モデル河川で簡易水位計設置・検証	簡易水位計の追加整備		
7	防災知識の普及	防災知識普及の継続的な実施				
8	共同点検		毎年、出水期前に重要水防区域・危険な箇所共同点検			
9	水害危険性の周知		浸水実績の収集整理	住民等に対して水害の危険性を周知		
10	要配慮者利用施設 避難確保計画	施設管理者向け説明会 H29.1~2	要配慮者利用施設管理者による避難確保計画作成支援 洪水浸水想定区域図を踏まえ対象施設の見直し			
11	河川改修・堆積土撤去等	河川改修・堆積土撤去の継続実施				
12	排水施設等の情報共有		排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報共有			洪水浸水想定区域図を踏まえ、長期浸水地域において運用の検討
13	市町庁舎等の自衛水防		情報伝達方法の共有、耐水化・非常用電源等の対策			

5
か
年
の
取
組
目
標
達
成

毎年出水状況を共有；適宜、取組項目・スケジュールの見直しを行う

益田圏域県管理河川における減災対策協議会（各機関における取組内容の詳細）

主な取組項目	対象	目標時期	取組機関					備考
			益田市	津和野町	吉賀町	浜田河川国道事務所	松江地方気象台	
■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現								
1 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知	益田川 高津川（県管理） 津和野川	平成30年度末まで				平成28年度公表済		◆想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図作成・公表し、関係市町へ提供する。 ◆H29～津和野町、吉賀町 ◆H30～益田市
2 水害ハザードマップの改良・周知	対象流域	平成32年度末まで	◆県の洪水浸水想定区域図公表の後に、水害ハザードマップを見直す。（平成30年度作成予定） ◆ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。（ハザードマップ完成後すぐに登録） ◆印刷物の各戸配布する。（平成30年度配布予定）	◆県の洪水浸水想定区域図公表の後に、水害ハザードマップを見直す。（平成30年度作成予定） ◆ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。（ハザードマップ完成後すぐに登録） ◆印刷物の各戸配布する。（平成31年度配布予定）	◆県の洪水浸水想定区域図公表の後に、水害ハザードマップを見直す。（平成30年度作成予定） ◆ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。（ハザードマップ完成後すぐに登録） ◆印刷物の各戸配布する。（平成32年度配布予定） （印刷物は土砂災害と一緒に作成）			
3 避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定	益田川 高津川（県管理） 津和野川	平成30年度の出水期までに水害対応タイムラインの作成 洪水浸水想定区域図後に順次見直すとともに、実際の洪水や情報伝達訓練を踏まえて、適宜、見直しを行う。	◆既存の水害対応チェックリストを基に水害対応タイムラインを作成し、災害時に各機関が取るべき行動を再確認するとともに、確実な遂行を実現する。 ◆洪水浸水想定区域図作成後にタイムラインの見直しを行うとともに、実際の洪水や情報伝達訓練を踏まえて、適宜、チェックリストやタイムラインの改善を行う。	◆既存の水害対応チェックリストを基に水害対応タイムラインを作成し、災害時に各機関が取るべき行動を再確認するとともに、確実な遂行を実現する。 ◆洪水浸水想定区域図作成後にタイムラインの見直しを行うとともに、実際の洪水や情報伝達訓練を踏まえて、適宜、チェックリストやタイムラインの改善を行う。	◆既存の水害対応チェックリストを基に水害対応タイムラインを作成し、災害時に各機関が取るべき行動を再確認するとともに、確実な遂行を実現する。 ◆洪水浸水想定区域図作成後にタイムラインの見直しを行うとともに、実際の洪水や情報伝達訓練を踏まえて、適宜、チェックリストやタイムラインの改善を行う。	◆タイムラインの策定に関する支援	◆水害対応タイムラインの確認・調整。（水害対応タイムラインにおいて防災気象情報を有効に活用する観点から助言を行う）	◆既存の水害対応チェックリストを基に水害対応タイムラインを作成し、災害時に各機関が取るべき行動を再確認するとともに、確実な遂行を実現する。 ◆洪水浸水想定区域図作成後にタイムラインの見直しを行うとともに、実際の洪水や情報伝達訓練を踏まえて、適宜、チェックリストやタイムラインの改善を行う。
4 洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの定着）	益田川 高津川（県管理） 津和野川	平成28年度から継続実施	◆出水期前の情報伝達演習等を通じて、連絡体制の定着を図る。	◆出水期前の情報伝達演習等を通じて、連絡体制の定着を図る。	◆出水期前の情報伝達演習等を通じて、連絡体制の定着を図る。			◆出水期前の情報伝達演習等を通じて、連絡体制の定着を図る。
5 避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実	圏域	平成32年度末まで					◆防災気象情報の改善 ○危険度を色分けした時系列 ○警報級の可能性の提供 ○危険度分布（メッシュ情報）の充実	◆次期水防情報システムの開発（平成31年度から運用開始予定） ○操作法を改善し迅速な情報提供 ○観測データの異常値チェック機能 ○スマートフォンに対応した情報提供 ◆雨量計、水位計等の更新を行う。（平成32年度末更新完了予定）
6 水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備	—	平成30年度から順次実施	◆簡易水位計設置箇所の周知および水位情報の把握や活用への検討					◆モデル河川に簡易水位計を整備し、効果を検証した上で順次拡大を図る。 ○モデル河川・・・今後調整
7 出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及	圏域	毎年継続実施	【住民自らが考え、行動できる情報の"意味"や"入手方法"などを周知する】 ◆小学校、養護学校等で防災教室を開催（9月末現在3校） ◆障がい者団体、自治会等で防災講演、訓練支援（9月末現在14か所） ◆毎月、広報紙で防災コラムを掲載（高齢者にもわかりやすい情報提供） ◆防災メール登録の推進	【住民自らが考え、行動できる情報の"意味"や"入手方法"などを周知する】 ◆公民館や自治会、自主防災組織等からの要請による防災に関する出前講座の開催や地区防災訓練の支援。 ◆広報紙やCATVを活用した定期的に防災知識の普及・啓発。（高齢者にもわかりやすい情報提供） ◆防災メール登録の推進	【住民自らが考え、行動できる情報の"意味"や"入手方法"などを周知する】 ◆出前講座により水防情報の入手、活用方法等について周知 ◆防災イベントの開催 ◆広報紙を活用した防災情報発信（高齢者にもわかりやすい情報提供） ◆防災メール登録の推進	◆防災知識の普及に協力。	◆出前講座等により防災気象情報の入手、活用方法等について周知。また、協議会として防災教育を実施する際には講師派遣、資料提供に対応。	◆市町の出前講座等を支援する。 ◆ホームページを活用して防災情報を発信する。
8 水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所との共同点検	益田川 高津川（県管理） 津和野川 他	平成30年度から	◆出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防署・消防団等と共同点検する。	◆出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・町（防災・建設部局）・消防署・警察等と共同点検する。	◆出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・町（防災・建設部局）・消防署・警察等と共同点検する。			◆出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市町・消防団等と共同で点検する。
9 水害危険性の周知促進	—	平成31年度から	◆県や市が保有する過去の浸水実績などを利用して、住民等に対して水害の危険性を周知する。	◆県や町が保有する過去の浸水実績などを利用して、住民等に対して水害の危険性を周知する。	◆県や町が保有する過去の浸水実績などを利用して、住民等に対して水害の危険性を周知する。			◆県が保有する過去の浸水実績等を関係市町へ提供する。

益田圏域県管理河川における減災対策協議会（各機関における取組内容の詳細）

主な取組項目	対象	目標時期	取組機関					備考
			益田市	津和野町	吉賀町	浜田河川国道事務所	松江地方気象台	
■要配慮者利用施設における確実な避難								
10 要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援	圏域	平成28年度から継続実施	<p>◆施設管理者向け説明会の開催（平成30年1月～2月）および避難確保計画作成の支援</p> <p><H29年12月時点> 【対象施設 103施設】 （内訳） 避難計画策定済み 6施設 避難計画未策定 97施設</p> <p>※ 新たな洪水浸水想定の結果が出たら、再度、対象となる施設数の見直しを行う。</p> <p>◆施設管理者や職員に対して、防災メール登録の推進</p>	<p>◆洪水浸水想定区域内の要配慮者地要施設の管理者が策定する避難確保計画等の作成支援</p> <p><H29年12月時点> 【対象施設 2施設】 （内訳） 避難計画策定済み 〃 避難計画未策定 2施設</p> <p>※ 新たな洪水浸水想定の結果が出たら、再度、対象となる施設数の見直しを行う。</p> <p>◆施設管理者や職員に対して、防災メール登録の推進</p>	<p>◆避難確保計画作成の支援</p> <p><H29年12月時点> 【対象施設 なし】 （自主的に1施設策定済） ・養護老人ホーム ・風水害/土砂災の避難計画策定</p> <p>※ 新たな洪水浸水想定の結果が出たら、再度、対象となる施設数の見直しを行う。</p> <p>◆施設管理者や職員に対して、防災メール登録の推進</p>	<p>◆平成28年度施設管理者向け説明会の開催</p> <p>◆避難確保計画作成に関する支援</p>	<p>◆平成28年度施設管理者向け説明会の開催</p> <p>◆避難確保計画において防災気象情報を有効に活用する観点から助言</p>	<p>◆平成28年度に施設管理者向け説明会を開催した。</p> <p>◆モデル施設で作成する避難確保計画を協議会の場で共有する。</p> <p>◆市町の支援</p>
■被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る								
11 河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策	圏域	平成28年度から継続実施	<p>◆通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について、県と調整しながら優先箇所を定めて順次実施していく。</p>	<p>◆通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について、県と調整しながら優先箇所を定めて順次実施していく。</p>	<p>◆通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について、県と調整しながら優先箇所を定めて順次実施していく。</p>			<p>◆河川整備状況を市町と共有する。</p> <p>◆河川改修、水門、排水施設の長寿命化について計画的に実施する。</p> <p>◆通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について、関係市町と調整しながら優先箇所を定めて順次実施していく。</p>
12 排水施設、排水資機材等の情報を共有	圏域	毎年継続実施	<p>◆排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報を共有する。</p> <p>※島根県の「排水計画の検討」については、新たな洪水浸水想定結果を受けて排水計画の検討が必要になった際に、目標時期を設定する</p>	<p>◆排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報を共有する。</p>	<p>◆排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報を共有する。</p>	<p>◆排水施設、排水資機材等の情報提供</p> <p>◆排水計画策定に関する助言</p>		<p>◆排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報を共有する。</p> <p>◆新たに作成する「想定最大規模降雨による洪水浸水想定」の結果から、災害拠点施設などの重要施設が立地するエリアで浸水継続時間が長期になるようであれば、ポンプ車などの配置などを考慮した効率的な排水計画を検討する。</p>
13 市町庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進	圏域	平成29年度から継続実施	<p>◆洪水時の情報伝達の体制や提供方法について、洪水浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等の施設管理者等に周知する。</p> <p>◆洪水浸水想定区域内にある庁舎や災害拠点病院等の機能を確保するため、浸水想定情報を施設管理者に提供し、耐水化・非常用電源等の必要な対策を施設管理者に実施してもらう。</p> <p>【現状】 <益田赤十字病院（災害拠点病院）> ・浸水想定区域外 ・非常用発電機は屋上に設置（重油タンクは1階に設置） <市役所> ・浸水想定区域内 ・非常用発電機は1階に設置</p>	<p>◆洪水時の情報伝達の体制や提供方法について、洪水浸水想定区域内の庁舎や拠点病院等の施設管理者等に周知する。</p> <p>◆洪水浸水想定区域内にある庁舎や拠点病院等の機能を確保するため、浸水想定情報を施設管理者に提供し、耐水化・非常用電源等の必要な対策を施設管理者に実施してもらう。</p> <p>【現状】 <津和野共存病院> ・浸水想定区域外 ・非常用発電機は1階に設置</p> <p><役場（津和野庁舎）> ・浸水想定区域外 ・非常用発電機は無し</p>	<p>◆洪水時の情報伝達の体制や提供方法について、洪水浸水想定区域内の庁舎や拠点病院等の施設管理者等に周知する。</p> <p>◆洪水浸水想定区域内にある庁舎や拠点病院等の機能を確保するため、浸水想定情報を施設管理者に提供し、耐水化・非常用電源等の必要な対策を施設管理者に実施してもらう。</p> <p>【現状】 <六日市病院> ・浸水想定区域外 ・非常用発電機は1階に設置</p> <p><役場> ・浸水想定区域外 ・非常用発電機は1階に設置</p>	<p>◆自衛水防の推進に関する支援</p>		<p>◆想定最大規模降雨での想定結果から、洪水浸水想定区域内にある災害拠点施設における浸水深さなどの情報を市町に提供する。</p> <p>◆洪水浸水想定区域内にある県庁舎の機能を確保するため、浸水想定情報を施設管理者に提供し、耐水化・非常用電源等の必要な対策を施設管理者に実施してもらう。</p> <p>【現状】 <益田合庁> ・浸水想定区域内 ・非常用発電機は1階に設置</p> <p><津和野土木事業所> ・浸水想定区域外 ・非常用発電機は1階に設置</p>